

令和元年6月亀山市議会定例会  
専決条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第55号 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1

件 名	亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	生活文化部 市 民 課
-----	------------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日付けで専決処分したものです。

### 2 改正内容

国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について次のとおり改正しました。 <第26条関係>

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を28万円（現行：27万5千円）に引き上げることとします。
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を51万円（現行：50万円）に引き上げることとします。

(例)

	軽減判定所得の計算式	対象所得(※)
改正前	5割：33万円 + <u>27万5千円</u> × 被保険者数	～115万5千円
	2割：33万円 + <u>50万円</u> × 被保険者数	～183万円
改正後	5割：33万円 + <u>28万円</u> × 被保険者数	～117万円
	2割：33万円 + <u>51万円</u> × 被保険者数	～186万円

※3人世帯の場合

### 3 その他

施行日は、平成31年4月1日とし、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしました。